

兵庫県公報

平成29年10月13日 金曜日 第 2943 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|-----------------------------------------------------|-----|
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 1 |
| ○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同） | 2 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課） | 2 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同） | 2 |
| ○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課） | 3 |
| 公 告 | |
| ○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同） | 4 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 7 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 8 |
| ○ 同 上（同） | 9 |
| ○ 同 上（同） | 9 |
| 警察本部公告 | |
| ○ 入札公告 | 9 |
| ○ 同 上 | 11 |
| ○ 落札者等の公示 | 14 |

告 示

兵庫県告示第896号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

たちばな土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|--------------|
| 理 事 | 吉 岡 忠次朗 | 豊岡市三宅244番地 |
| 同 | 坪 内 幸 彌 | 同 市三宅285番地 |
| 同 | 関 岡 俊 夫 | 同 市三宅955番地の2 |
| 同 | 岡 本 彰 雄 | 同 市森尾273番地 |
| 同 | 盛 重 恒 己 | 同 市森尾806番地の2 |
| 同 | 栗 原 安 信 | 同 市三宅1084番地 |
| 同 | 黒 田 勉 | 同 市森尾955番地 |
| 監 事 | 田 邊 雄 二 | 同 市森尾964番地 |
| 同 | 吉 岡 武 司 | 同 市三宅247番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------|
| 理 事 | 吉 岡 忠次朗 | 豊岡市三宅244番地 |
| 同 | 坪 内 幸 彌 | 同 市三宅285番地 |

| | | | |
|-----|---------|---|------------|
| 同 | 関 岡 俊 夫 | 同 | 市三宅955番地の2 |
| 同 | 岡 本 彰 雄 | 同 | 市森尾273番地 |
| 同 | 盛 重 恒 己 | 同 | 市森尾806番地の2 |
| 同 | 栗 原 安 信 | 同 | 市三宅1084番地 |
| 同 | 黒 田 勉 | 同 | 市森尾955番地 |
| 監 事 | 田 邊 雄 二 | 同 | 市森尾964番地 |
| 同 | 小 畑 貢 | 同 | 市三宅231番地 |



兵庫県告示第897号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年9月29日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名 | 地 区 名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|------------|--------|-----------------------------|----------------|
| 農村地域防災減災事業 | 茶屋前池地区 | 平成29年10月13日から 同 年11月2日まで | たつの市役所 |
| 同 上 | 宇原池地区 | 同 上 | 宍粟市役所 |
| 同 上 | 与泰寺池地区 | 同 上 | 同 上 |
| 同 上 | 神応寺池地区 | 同 上 | 佐 用 郡 佐用町役場 |



兵庫県告示第898号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

三田市下内神字打場541番1、字北山547番11及び574番21の各一部

2 特定有害物質の名称

クロロエチレン、四塩化炭素、一・一・ジクロロエチレン、シス一・二・ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物



兵庫県告示第899号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成29年兵庫県告示第44号により指定した区域(赤穂市大津字帆坂2030番985並びに2030番983、2030番1233、2030番1550、2030番1551、2030番1555及び水路の各一部)の全部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物



兵庫県告示第900号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年10月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年10月13日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---------------------|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 阿万福良湊線 | 南あわじ市阿那賀字水口1153番1から | 旧 | 5.0から 12.0まで | 550.0 | |
| | 同 市阿那賀字桜谷1200番まで | 新 | 9.0から 39.0まで | 546.0 | |

公 告

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第1063号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案
平野(2)Ⅱ(134020012)の項中別図12、小原(3)Ⅰ(134020017)の項中別図17を次の図面のとおり改める。
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
平成29年10月23日(月)から同年11月6日(月)まで
- 3 改正の案の閲覧場所
中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所
〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4
 - (3) 提出期限
平成29年11月6日(月)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月12日(火)までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第1090号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

石田(1) I（134020052）の項中別図27、南小田(1) II（134020061）の項中別図36を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月23日（月）から同年11月6日（月）まで

3 改正の案の閲覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

平成29年11月6日（月）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月12日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 平野(2) II (134020012) | 神崎郡神河町上小田(別図1のとおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおりに |
| 平野(2) I (134020014) | 神崎郡神河町上小田(別図2のとおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおりに |
| 小原(3) I (134020017) | 神崎郡神河町上小田(別図3のとおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおりに |

| | | | |
|--------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 小原(4) I (134020020) | 神崎郡神河町上小田(別図4 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 上小田(1) II (134020021) | 神崎郡神河町上小田(別図5 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 小原(2) I (134020022) | 神崎郡神河町上小田(別図6 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 小原(1) I (134020025) | 神崎郡神河町上小田(別図7 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 横瀬 I (134020050) | 神崎郡神河町南小田(別図8 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 石田(2) I (134020051) | 神崎郡神河町南小田(別図9 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 石田(1) I (134020052) | 神崎郡神河町南小田(別図10 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 石田(4) I (134020053) | 神崎郡神河町南小田(別図11 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 南小田 I (134020054) | 神崎郡神河町南小田(別図12 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 日和(2) I (134020055) | 神崎郡神河町南小田(別図13 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 横瀬(2) II (134020058) | 神崎郡神河町南小田(別図14 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 石田(1) II (134020059) | 神崎郡神河町南小田(別図15 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 南小田(1) II (134020061) | 神崎郡神河町南小田(別図16 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 日和(1) II (134020063) | 神崎郡神河町南小田(別図17 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 日和(2) III (134020066) | 神崎郡神河町南小田(別図18 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 宮野(1) I (134020074) | 神崎郡神河町宮野(別図19の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 宮野(2) I (134020075) | 神崎郡神河町宮野(別図20の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 宮野(1) II (134020076) | 神崎郡神河町宮野(別図21の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 宮野(2) II (134020077) | 神崎郡神河町宮野(別図22の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 高朝田(2) I (134020084) | 神崎郡神河町高朝田(別図23 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |

| | | | |
|--------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 高朝田(1) I (134020085) | 神崎郡神河町高朝田(別図24 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 高朝田 II (134020086) | 神崎郡神河町高朝田(別図25 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 上岩 I (134020088) | 神崎郡神河町上岩(別図26の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 向山谷川左谷 II (234020010) | 神崎郡神河町上小田(別図27 のとおり) | 土石流 | 別図27のとおり |
| 大田川 I (234020027) | 神崎郡神河町南小田(別図28 のとおり) | 土石流 | 別図28のとおり |
| タヌキ谷川 I (234020028) | 神崎郡神河町南小田(別図29 のとおり) | 土石流 | 別図29のとおり |
| 三谷川 I (234020032) | 神崎郡神河町南小田(別図30 のとおり) | 土石流 | 別図30のとおり |
| 奥田谷川 I (234020053) | 神崎郡神河町上岩(別図31の とおり) | 土石流 | 別図31のとおり |

(別図 1 から別図31までは省略し、これらの図面は 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月23日(月)から同年11月6日(月)まで

3 改正の案の閲覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

平成29年11月6日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ三田ウッディタウン店

所在地 三田市けやき台一丁目2番2

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社関西ケーズデンキ
 住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
 代表者の氏名 杉 本 正 彦
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
井 川 留 雄
 - イ 変更後
杉 本 正 彦
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 株式会社関西ケーズデンキ
 住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
 代表者の氏名 井 川 留 雄
 - イ 変更後
 名称 株式会社関西ケーズデンキ
 住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
 代表者の氏名 杉 本 正 彦
- 4 変更年月日
平成26年6月23日
- 5 届出年月日
平成29年9月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成29年10月13日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成30年2月13日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ケーズデンキ氷上店
 所在地 丹波市氷上町稲継281ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社関西ケーズデンキ
 住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

代表者の氏名 杉 本 正 彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) ケーズデンキ丹波氷上店

イ 変更後

ケーズデンキ氷上店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

日 下 幸一郎

イ 変更後

杉 本 正 彦

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

代表者の氏名 日 下 幸一郎

イ 変更後

名称 株式会社関西ケーズデンキ

住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

代表者の氏名 杉 本 正 彦

4 変更年月日

平成26年6月23日ほか

5 届出年月日

平成29年9月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年10月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年2月13日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市東山町347番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市西区阿波座一丁目4番4号

野村不動産株式会社関西支社 住宅事業推進部長 吉 村 敦

3 許可年月日及び許可番号

平成29年9月12日

兵庫県指令神戸（宝土）（建）第1-10-2号（27芦屋）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市鴨谷町字鴨坂287番8から287番11まで
同 市鴨谷町字少婦谷307番1から307番6まで、307番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市北条町横尾1000番地
加西市長 西 村 和 平
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年3月30日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-12-4号（56加西）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町堂本字塚ヶ坪136番1
同 市龍野町堂本字八向田137番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市辻井一丁目1番23号
株式会社赤鹿地所 代表取締役 赤 鹿 保 生
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年8月10日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-36-2号（28たつの）

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年10月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西 川 直 哉

- 1 調達内容
 - (1) 件名
OA用端末装置等一式賃貸借
 - (2) 契約期間
平成30年3月1日（木）から平成35年2月28日（火）まで
 - (3) 履行場所及び仕様
仕様書による。
 - (4) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格

とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 井上
電話 (078) 341-7441 内線2273
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成29年10月13日（金）から同月30日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成29年11月24日（金）午前10時30分 兵庫県警察本部4階入札室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年11月22日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年11月22日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
免除
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成29年10月30日（月）までに提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年11月30日（木））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

A suite of terminal unit for Office Automation 1 set (leasing contract)

(3) Lease period:

March 1, 2018 - February 28, 2023

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police H.Q.

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 October 30, 2017

(6) Deadline for tender:

17:00 November 22, 2017 by mail

10:30 November 24, 2017 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Takuya Inoue, Finance Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2273



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年10月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

1 調達内容

(1) 件名

○A用端末装置520式賃貸借

(2) 契約期間

平成30年3月1日（木）から平成35年2月28日（火）まで

(3) 履行場所及び仕様

仕様書による。

(4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入納局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 井上

電話 (078) 341-7441 内線2273

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成29年10月13日（金）から同月30日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成29年11月24日（金）午前10時15分 兵庫県警察本部4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年11月22日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年11月22日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成29年10月30日（月）までに

提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年11月30日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

520 sets of terminal unit for Office Automation (leasing contract)

(3) Lease period:

March 1, 2018 - February 28, 2023

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police H.Q.

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 October 30, 2017

(6) Deadline for tender:

17:00 November 22, 2017 by mail

10:15 November 24, 2017 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Takuya Inoue, Finance Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078) 341-7441 Ext. 2273

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年10月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
総合情報照会システム一式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年9月12日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
1,830,600円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年8月1日